

令和7年度鳥取県会計年度任用職員（納付勧奨専門員）

採用試験募集案内

お問い合わせ先

◆鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 電話 (0857) 26-7533

E-mail jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

インターネット: <http://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>

1 受付期間・試験日等

受付期間	令和7年10月1日（水）から令和7年11月5日（水）まで ○持参、郵送のどちらでも受け付けます。（令和7年11月5日（水）必着） ○持参による受付時間は8時30分～17時15分（ただし、土・日曜日、祝日は除く。） ○郵送の場合は、令和7年11月5日（水）17時15分までに到達したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。
試験日時	令和7年11月13日（木） ※受験者数によって集合時間が異なります。事前に集合時間、集合場所の詳細を応募のあった受験者へ直接案内します。
試験会場	鳥取県庁内会議室 ※別途通知します。
結果発表	令和7年11月19日（水）（予定） ※採用予定者の受験番号を人権教育課育英奨学室のホームページに掲載するとともに、合否について郵送により通知します。

2 募集内容等

募集する職及び採用予定者数	会計年度任用職員（納付勧奨専門員）1名
任用期間	令和7年12月1日から令和8年3月31日まで 従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、次年度以降も再任用される場合があり、この場合における任用期間（1年間単位）の更新は4回を限度とします。なお、更新回数が限度に達した場合においても、再度受験することは可能です。
受験資格	（1）年齢、性別、学歴を問いません。 （2）年齢債権回収等に係る電話督促や戸別訪問、若しくは裁判所への法的債権回収手続（支払督促、強制執行等）、又はこれに準ずる交渉等の経験のある人。 （3）パソコンを使用した文書作成、データ入力等ができる人。 （4）普通自動車免許証を有する人。 （5）地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分した日から2年を経過しない者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者 （6）日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
職務内容	①奨学金返還未納者に対する電話督促及び戸別訪問 ②奨学金返還未納者への裁判手続、強制執行手続及び裁判立会 ③奨学金返還未納者からの返還相談 ④奨学金返還業務の事務補助
勤務場所	鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室（鳥取県庁第2庁舎6階）

3 試験内容

試験種目	配 点	内 容
論文試験	90	テーマ「債権回収業務の徴収率向上に係る効果的な取組について」 400 字程度（履歴書等と一緒に事前提出）
面接試験	210	個別面接による口述試験（10 分～15 分程度）

4 勤務条件

給 与	○報酬 時間額 1,410 円（前歴により加算されることがあります。） 上記金額は現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）2.21 月分（6 月：1.105 月、12 月：1.105 月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○勤勉手当 勤務成績に応じて支給します。 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道 2 キロメートル以上の場合に支給します。 公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1 月あたり月額 150,000 円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額 1,700 円から 53,100 円に 1 箇月の通勤回数を乗じて 21 で除した額までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。 ○困難折衝等業務手当 従事時間に応じて日額 360 円又は 600 円を支給します。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険 ※加入条件を満たす場合に限る。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 ○年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 ○特別休暇 公民権の行使、忌引、産前産後（各 8 週）などの特別休暇があります（有給休暇と無給休暇があります。）
勤務日及び勤務時間	○勤務時間数 週 30 時間 勤務計画は、週ごとに協議して定めます。（毎週土・日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く） ○勤務時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで 週に 1 日程度、午後 0 時から午後 8 時 30 分までの勤務日があります。 この場合の休憩時間は午後 5 時 15 分から午後 6 時 15 分の間です。 ○休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで
そ の 他	県の公用車等を使用して出張する場合があります。

5 応募方法

提出書類等	以下の（１）～（３）の書類を１の受付期間内に下記提出先へ持参または郵送してください。 （１）履歴書（市販の様式で可）に必要な事項を記載したもの １部 ア 履歴書に、顔写真を貼付すること。 イ 履歴書に、連絡のとれる電話番号を明記すること。 （２）小論文 １部 テーマ「債権回収業務の徴収率向上に係る効果的な取組について」 （様式は任意 400 字程度） （３）返信用封筒（長形 3 号定型） １通 ア 送付先住所及び氏名を記載すること。 イ 110 円切手を貼付すること。
提 出 先	鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室 「納付勸奨専門員採用担当」 宛 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 番地
そ の 他	提出された書類は、試験終了後も返還しませんのでご承知ください。

※1 記載事項に不正があると受験が無効になる場合があります。

※2 住所は、棟、号室まで正確に記入してください。

6 合格者の決定方法

論文試験及び面接試験の得点を合計した得点が一定の水準を満たした方のうち、最も得点の高い方を合格者として決定します。

なお、合格者の辞退又は合格の取り消し等により選考試験の得点の高い方から順に繰り上げて採用することがあります。

7 試験結果の発表

受験者全員に試験の可否結果について文書で通知します。

なお、合格者の辞退等により追加合格の必要が生じた場合には、合格者を追加で決定し、当該合格者には文書で通知します。

8 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 19 条第 1 項の規定により、口頭で開示請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。その際、運転免許証等、顔写真で受験者本人が確認できるものを持参してください。

また、希望者には郵送により試験結果（得点、順位）を通知することもできますので、通知を希望される方は、試験当日に 110 円切手を貼った宛先明記の通知用封筒 [長形 3 号定形] を持参してください。

- (2) 受験者本人が病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能ですので、鳥取県教育委員会事務局人権教育課へご相談ください。

開示請求出来る者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人、法定代理人 又は代理人	試験の可否、総合得点、順位、試験種目ごとの得点	試験結果発表日から 1 ヶ月	鳥取県教育委員会事務局 人権教育課

9 試験に関する注意事項

- (1) 別途通知する時刻までに来場してください。
- (2) (1) に遅刻した者は受験できません。
- (3) 受験を辞退するときは、速やかに連絡してください。
- (4) 県庁舎内での喫煙はできません。

10 個人情報の取り扱いについて

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続以外には利用しません。